

大山崎町防災・防犯情報電話（ファックス）運用要領

平成26年4月15日 大山崎町

1. 目的

町民の安心で安全な生活に資するため、大山崎町防災・防犯情報メール（以下、「メール」という。）を利用できない住民を対象として、緊急を要する防災・防犯情報を提供することを目的とする。

2. 対象者

本町に居住する（本町の住民基本台帳に記録されている）者で、次の要件のいずれかに該当する者。

- (1) 携帯電話を持っていないため、メールを利用できない
- (2) 携帯電話にメール機能がないため、メールを利用できない
- (3) 携帯電話のメール操作ができないため、メールを利用できない

3. 情報の内容

町は、次の各号に掲げる情報を提供する。

- (1) 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等）
- (2) 気象警報の発表情報（大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、特別警報）
- (3) 災害の発生情報
- (4) 緊急を要する防犯情報（重大な凶悪事件発生情報等）
- (5) その他、町長が特に必要と認める情報

4. 情報の提供

町による情報の提供は、対象者又はその支援者（家族を含む。）の保有する次の各号のいずれかの機器に発信して行う。なお、機器は、原則、登録者1人につき1機器とする。

- (1) 固定電話
- (2) 携帯電話
- (3) ファックス
- (4) その他、電話又はファックスを受信可能な機器

5. 利用登録

情報の提供を受けようとする対象者は、大山崎町防災・防犯情報電話登録申請書（別記様式）を町役場政策総務課危機管理係に提出しなければならない。

6. 登録事項の変更

登録者は、登録後に登録事項の変更が生じたときは、大山崎町防災・防犯情報電話登録申請書（別記様式）を再提出しなければならない。

7. 登録の抹消

町は、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を抹消する。

- (1) 登録者が死亡したとき
- (2) 登録者が対象者の要件に欠けたとき
- (3) 登録者から抹消の申し出があったとき

8. 情報の提供に係る注意事項

町は、登録者に対して、次の注意事項について周知する。

- (1) 一度に発信できる件数に限りがあるため、登録件数が多数の場合は、登録の事由を考慮の上、優先順位を付け、複数回に分けて発信するものとする。そのため、発信が遅延する場合がある。
- (2) 電話（ファックス）を発信する機器の故障等、やむを得ない理由により情報の提供を行うことができない場合がある。